平成２６年（フ）第３４号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅12棟204号、前住所京都府久世郡久御山町林八幡講９番地35
債務者　下面　輝一
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
京都市左京区山端大君町７番地１　ハイツＳＵＮ202号
債務者　藤吾　真澄
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
京都市北区大北山原谷乾町76番地１　サンビレッジ大北山Ｂ107
債務者　中林　　治
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６２号
京都府八幡市男山八望３番地１－Ｂ51―603
債務者　奥　　憲幸
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
京都府八幡市男山八望３番地１－Ｂ51―603
債務者　奥　美恵子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
京都市下京区屋形町23番地１　朝日プラザ鴨川705
債務者　江藤　公明
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
京都市上京区武者小路通室町東入梅屋町463番地
債務者　山田　智子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
京都市右京区西京極西川町１番地１、前住所京都市右京区西京極畔勝町54番地１　西京極ガーデンハイツ105号
債務者　山田　節子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
兵庫県川西市加茂１丁目12番14―302号
債務者　中川あかね
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
兵庫県伊丹市堀池２丁目５番２－２号
債務者　下坂キク子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６号
広島県呉市川尻町西２丁目９番15号102号室
債務者　西本　忠幸
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２１０号
徳島市丈六町長尾68番地の８、旧住所徳島市山城西３丁目１番地
債務者　麻植　涼江
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
徳島市名東町２丁目347番地　下山マンションＡ201、旧住所神奈川県相模原市南区相武台２丁目21番13号　ソフィア相武台301
債務者　細谷　知広
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
熊本市東区東本町21番12―401号　東本町団地12棟401、前住所熊本市東区佐土原２丁目１番18号
債務者　栗永　千秋（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
熊本市西区新土河原２丁目５番37号　フォルシュⅡ103号室、前住所兵庫県神戸市兵庫区佐比江町40番地　ハーバーズコート602
債務者　平野　満彦（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
熊本市東区長嶺南７丁目４番10―102号　コーポ平山
債務者　飯干　勝則
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間812番地１　パークワイレア301、前住所熊本市南区南高江３丁目５番90号　ベイエント南高江504号
債務者　宮本　大善
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係